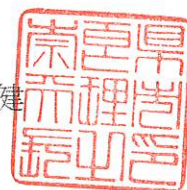


天理市告示第 49 号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、同法第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部都市整備課において公衆の縦覧に供します。

令和8年3月13日

天理市長 並河 健



面 積	備 考
約 55.09 ha	地区数 270 箇所